

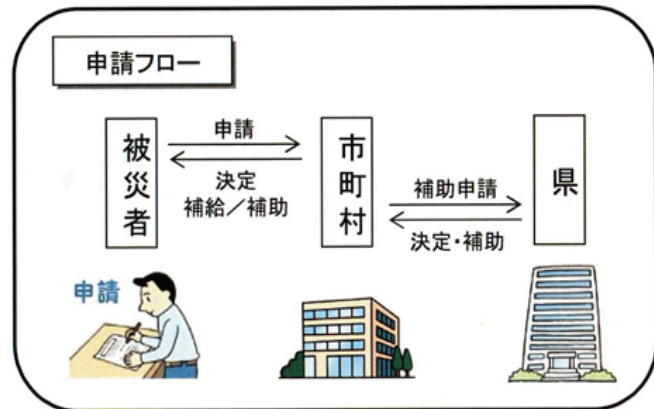
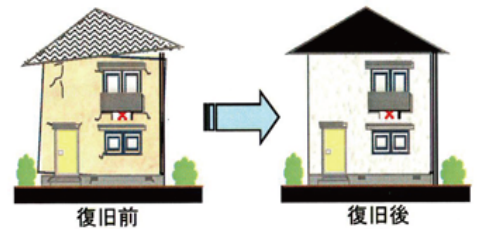
# 一部損壊家屋の補修のため 融資を受けた場合、 利子補給制度が できました。



## 被災住宅復興支援事業

### 事業の概要

- 対象  
東日本大震災により大規模半壊以下の判定を受けた自己居住用住宅の補修等のため金融機関から資金融資を受けた方※  
(市町村を經由して支援)
  - 県利子補給率：利子1%に相当する額  
(住宅金融支援機構の災害復興住宅融資を受けている場合、実質無利子化)
  - 利子補給期間：5年間
  - 利子補給対象融資限度額：640万円  
(液状化被害等がある場合は390万円を加算)
  - 利子補給額（5年間）：最大28万5千円程度  
(液状化被害等がある場合最大45万8千円程度)
- ※被災者生活再建支援制度による建設・購入の支援金の適用がある場合を除く。



茨城県の制度ですが、窓口は市町村です。そのため、取手市では実施要項の作成を進めており、4月1日から受付が開始される予定です。受付はすでに融資を受けられた方も対象となります。受付にあたっては災証明や融資証明等が必要になります。

## 日本共産党は、一部損壊家屋の修繕費補助制度を 求めています。

茨城県内で修繕補助を  
実施している市町村

自治体	補助限度額	自治体	補助限度額
日立市	10万円	北茨城市	10万円
土浦市	10万円	神栖町	3万円
常陸太田市	20万円	鉾田市	5万円
高萩市	10万円	大洗町	10万円